

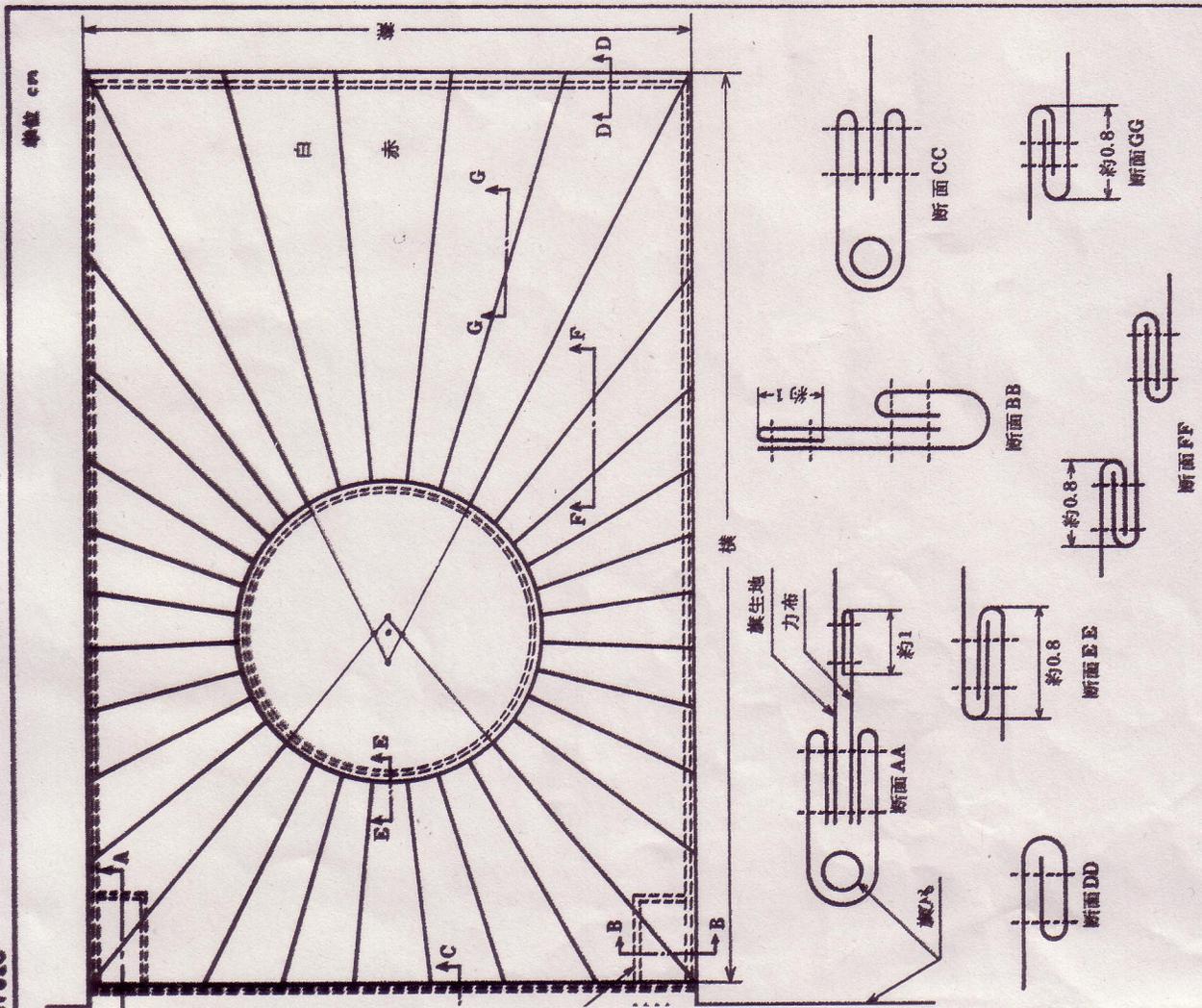
自衛艦旗解説

またがき 自衛艦旗に関する解説は、従来、昭和48年11月27日 DSP
 されていたが、自衛艦旗の模範規定である自衛艦法施行令（昭和29年政令第1
 1条別表第1の備考欄に不具合が生じたため（将来、改正される予定である。）
 自衛艦旗の模範規定や仕様上の共通点が乏しく、従って、この機会に、別個に解
 1. 制定の目的 この解説は、防衛庁仕様書の制定に至るまでの経過概要などを
 にするため作成したものである。

2. 仕様決定の経過概要

2.1 模範規定 自衛艦旗の仕様上の基礎となつた軍艦旗は、大政官布告第4
 紅日章の海軍御国旗として制定され、次いで、海軍旗章条令（明治22年勅令第
 制定された。

その後、保安庁が設置され、防衛庁に変わった昭和29年7月1日防衛庁設置法
 艦旗（勅令第111号）を自衛艦旗として施行令第1条に規定された。（解説書



- 備考 1. 日章は、縦寸法の $\frac{1}{2}$ の直径とし、旗の中心から旗付け側に日章の中心を縦寸法の $\frac{1}{6}$ 水平に移行して縫い付ける。
2. 光線の幅及びその間隔は、 $11\frac{1}{4}$ 度とし、旗面の四つの角から所要の角度をもって、旗面の中央部に向かい縫引きを行い、それによって得た四つの交点を基点として、所要の光線及びその間隔数に分割する。

自衛艦旗解説

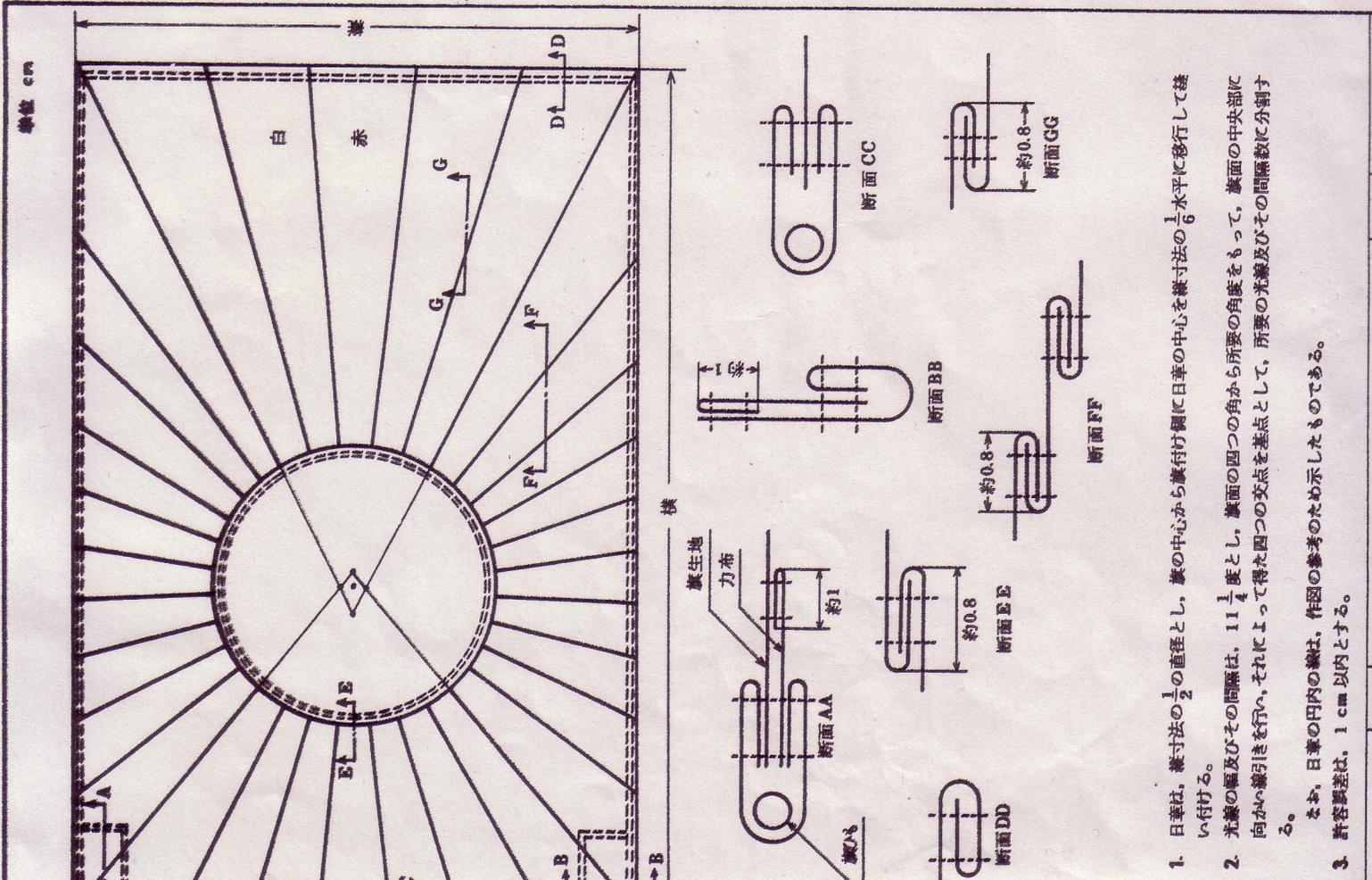
本が自衛艦旗に関する解説は、従来、昭和48年11月27日 DSP Z 8701~2 閣議議決されたが、自衛艦旗の規格規定である自衛艦法施行令（昭和29年政令第179号。以下、「施行令」とす）1条別表第1の備考欄に不具合が生じたため（将来、改正される予定である。）、その理由を明らかにし、自衛艦旗の規格規定や仕様上の共通点が乏しく、従って、この機会に、別個に解説を作成することとした。

1. 制定の目的 この解説は、防衛庁仕様書の制定に至るまでの経過概要などを説明し、自衛艦旗についての内容を補足したものである。

2. 仕様決定の経過概要

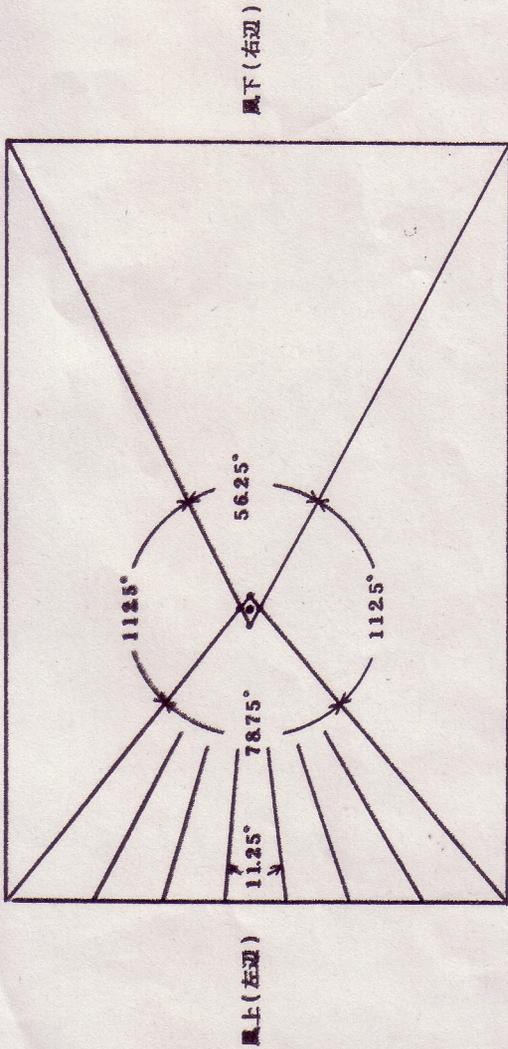
2.1 規格規定 自衛艦旗の仕様上の基礎となった軍艦旗は、大政自布告第4号（明治33年10月3日）に「紅日章の海軍御国旗として制定され、次いで、海軍旗章条令（明治22年勅令第111号）に旭日16条光線が制定された。

その後、保安庁が設置され、防衛庁に変わった昭和29年7月1日防衛庁設置法、自衛艦法等が制定されたが、艦旗（勅令第111号）を自衛艦旗として施行令第1条に規定された。（解説表参照）



1. 日章は、縦寸法の $\frac{1}{2}$ の直径とし、旗の中心から旗付け側に日章の中心を縦寸法の $\frac{1}{6}$ 水平に移行して縫い付ける。
2. 光線の幅及びその間隔は、 $11\frac{1}{4}$ 度とし、旗面の四つの角から所要の角度をもって、旗面の中央部に向かい線引きを行い、それによって得た四つの交点を基点として、所要の光線及びその間隔数に分割する。
3. 許容誤差は、1 cm以内とする。

図解 2



- 備考 1. 裏面の四つの交点を頂点とするそれぞれの三角形の内角の和は、2直角(180度)であるから、それぞれの頂点の角度は、裏面の風上(左辺)が78.75(11.25×7)度、風下(右辺)が56.25(11.25×5)度、及び、上・下辺がそれぞれ112.5(11.25×10)度となる。従って、四つの交点を基点とする角度を風上は7分割、風下は5分割及び上・下辺は、それぞれ10分割することによって32分割される。
2. 裏面の光線幅及びその間隔の作図にあたっては、「日章の中心から」は行わないこと。
3. 防衛庁仕様書の改正について 防衛庁仕様書の規定に不具合な箇所が発生した場合は、品質の確保及び調達補給業務の効率化のため、防衛庁仕様書の改正を行う。

防衛庁仕様書
桜星章及び短ざく形金属板、附
(PART, INSIGNIA, RANK

1. 種類

- 1.1 適用範囲 この仕様書は、幹部である陸上自衛官及び航空自衛官が着用する金属板(以下、桜星章等という。)について規定する。
- 1.2 種類 種類は、表1による。

表 1

区分	種類	物品番号	区分	種類
桜星章、 陸	将及び将補用	—	桜星章、 空	将及び将補用
	1佐~3尉用	8455-160-9562-5	空	1佐~3尉用
短ざく 形金属 板、陸	1佐~3佐用	8455-160-9563-5	短ざく	1佐~3尉用
	1尉~3尉用	8455-160-9564-5	形金属 板、空	1尉~3尉用
	准尉用	8455-160-9565-5	板、空	准尉用

1.3 製品の呼び方 製品の呼び方は、区分及び種類による。

例：桜星章、陸、1佐~3尉用

1.4 関連文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定するものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- JIS H 3100 銅及び銅合金の板及び棒
- JIS H 3110 りん青銅及び洋白の板及び棒
- JIS H 3250 銅及び銅合金棒

2. 製品に関する要求

2.1 材料 材料は、表2による。

表 2

区分	項目	規定
桜星章等	黄銅糸	JIS H 3100 (銅及び銅合金の種類がC 2680の条で厚さ0.8のものを用いる。色相は、金色と、光沢ニッケルめっき後、本金めっきを施す。
	快削黄銅棒	JIS H 3250 (銅及び銅合金棒がC 3604のものを用いる。ただし座に用いる場合は、ニッケルめっき上のめっきを施す。
陸	金属ろう	ろう付け(硬ろう)